

令和2年度実施施策に係る政策評価書

(文R2-1-6)

施策名	男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進					部局名	総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課	作成責任者	石塚 哲朗	
施策の概要	我が国の重要な課題である、男女共同参画社会及び障害者、外国人等と共に生きる共生社会の実現に向け、文部科学省の所掌分野である教育分野での取組を推進する。また、児童生徒が生き生きと活動し、安全に学べるようにする不可欠の前提となる学校安全を推進する。						政策評価実施時期	令和3年8月		
施策に関係する内閣の重要施策(主なもの)	第3期教育振興基本計画 達成目標1～3 第3次食育推進基本計画 達成目標2等									
施策の予算額・執行額【千円】 (単独施策に係る予算)	区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度要求額		
	当初予算	3,795,325		4,095,395		4,216,545		4,762,352		
	補正予算	250,000		0						
	繰越し等	179,270		0						
	合計	4,224,595		4,095,395						
	執行額	4,082,040		0						
達成目標1	男女共同参画を推進する教育・学習の機会を提供する。					目標設定の考え方・根拠	第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、男女共同参画を推進する教育・学習について盛り込まれているところである。また、第3期教育振興基本計画において、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、現代的・社会的な課題等に対応した学習を推進することが求められている。これらの取組を進めることにより、学校や社会教育施設において、学習者の多様なニーズに対応して、男女ともに、生涯を通じた幅広い学習機会を提供することを達成することが必要である。			
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠と、判定の理由	
	H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R2年度			
①女性教育施設における学級・講座開設数(趣味・けいこごと、体育・レクリエーションを除く) ※約3年ごとに調査	7,384件	—	—	9,995件	—	—	9,995件以上	A	【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】 第4次男女共同参画基本計画 3男女共同参画を推進し多様な選択が可能にする教育・学習の充実において「男女が共に希望するときに希望する場所で参加できるような生涯にわたる学習機会の提供を推進する。」とされている。そのため、第4次男女共同参画基本計画終了年度である令和2年度までに、女性教育施設における学級・講座の開設数が前回社会教育調査より増加することを指標とした。 【出典】社会教育調査(女性教育調査) 【判定の理由】 約3年ごとの調査であるため、目標年度における実績値のデータはないが、直近の実績値が目標値を達成しており、また、平成27年度と平成30年度の実績値より年間平均伸び率を計算すると、目標年度においても同様の達成率が見込まれるため。	
	年度ごとの目標値	—	—	9,735件以上	—	—				

測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠と、判定の理由
	H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R2年度		
②女性教育施設の個人利用者数 ※約3年ごとに調査	2,199,560人	—	—	3,211,097人	—	—	3,211,097人以上	S	<p>【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】 第4次男女共同参画基本計画 3男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実において「男女が共に希望するときに希望する場所で参加できるような生涯にわたる学習機会の提供を推進する。」とされている。そのため、第4次男女共同参画基本計画終了年度である令和2年度までに、女性教育施設における個人利用者数が前回社会教育調査より増加することを指標とした。</p> <p>【出典】社会教育調査（女性教育調査）</p> <p>【判定の理由】 約3年ごとの調査であるため、目標年度における実績値のデータはないが、直近の実績値が目標値の120%を達成しており、また、平成27年度と平成30年度の実績値より年間平均伸び率を計算すると、目標年度においても目標値の120%以上の達成が見込まれるため。</p>
	年度ごとの目標値	—	—	2,223,978人以上	—	—			
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠と、判定の理由
	H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R2年度		
③高等学校における「男女共同参画」の初任者研修（校外研修）の実施率	38.7%	—	—	51.5%	—	調査中	60.0%	A	<p>【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】 第4次男女共同参画基本計画 3男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実において「社会教育において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を促進する。」とされている。そのため、第4次男女共同参画基本計画終了年度である令和2年度までに、高等学校における「男女共同参画」の初任者研修（校外研修）の実施率が前回初任者研修実施状況調査の実績値である51.5%より増加することを目標とした。</p> <p>分母：初任者研修の対象者が1人以上いた教育委員会数 分子：校外研修の内容として「男女共同参画」と回答した教育委員会数</p> <p>※平成24～29年度は、研修内容を「人権教育・男女共同参画」として調査していたため、「男女共同参画」のみのデータなし。 ※令和元年度調査については、新型コロナウイルス感染症拡大下における負担軽減の観点から、研修内容に係る質問等の項目を調査から除いたため、データなし。</p> <p>【出典】初任者研修実施状況調査</p> <p>【判定の理由】 目標年度の実績値については調査中であるが、直近の実績値は目標値の85%を達成しており、また、平成23年度と平成30年度の実績値より年間平均伸び率を計算すると、目標年度には目標値の93%の達成率が見込まれるため。</p>
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			

測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠と、判定の理由
	H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R2年度		
④大学におけるキャリア教育（女性の多様なキャリアを意識したもの等、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育）の実施率	19.5%	33.2%	37.0%	37.2%	調査中	調査中	40.0%	A	<p>【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】</p> <p>第4次男女共同参画基本計画 3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実において「社会教育において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとられない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を促進する。」とされている。そのため、第4次男女共同参画基本計画終了年度である令和2年度までに、大学におけるキャリア教育（女性の多様なキャリアを意識したもの等、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育）の実施率が前回「大学における教育内容等の改革状況について」調査結果である37.0%より増加することを目標とした。</p> <p>分母：キャリア教育を教育課程内で実施している大学数 分子：具体的な取組内容として、「女性の多様なキャリアを意識したもの等、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育」と回答した大学数</p> <p>【出典】大学における教育内容等の改革状況について</p> <p>【判定の理由】</p> <p>目標年度の実績値については調査中であるが、直近の実績値は目標値の93%を達成しており、また、平成23年度と平成30年度の実績値より年間平均伸び率を計算すると、目標年度には目標値に到達可能であるため。</p>
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
達成手段	次世代のライフプランニング教育推進事業、女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業、独立行政法人国立女性教育会館運営費交付金に必要な経費、独立行政法人国立女性教育会館施設整備に必要な経費、独立行政法人国立女性教育会館「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修（管理職コース）」、独立行政法人国立女性教育会館女性情報ポータル及びデータベースの整備充実、利便性の向上								

達成目標 2	帰国・外国人児童生徒等に対する教育支援体制が整備される。						目標設定の 考え方・根拠	国内の帰国・外国人児童生徒等の学校への受入れ体制整備が重要であり、「第三期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議決定、令和2年7月14日改訂）、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）を踏まえ設定。
測定指標	基準値 H11年度	実績値 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 R2年度					目標値 R3年度	判定 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠と、判定の理由
① 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒（外国籍）のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合（％）	81.6%	76.9%	-	79.5%	-	-	100%	<p>【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】 目標を達成するためには、「第三期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定、令和2年7月14日改訂）、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）を踏まえ、公立学校において帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実を図る必要があるため。 分母：公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数（外国籍） 分子：公立学校における日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数（外国籍）</p> <p>【出典】 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」</p> <p>【判定の理由】 近年の外国人材受入れの拡大に伴い、対象となる日本語指導が必要な児童生徒は年々増加しているが、判定の対象となる実績値が2カ年分のみであることから、過去5年間の実績値の平均で判定することとし、目標値の80%未満であるため。</p>
	年度ごとの目標値	82.9%	-	76.9%	-	-		

測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠と、判定の理由
	H11年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		
② 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒（日本国籍）のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合（%）	81.6%	74.3%	-	74.4%	-	-	100%	B	<p>【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】</p> <p>目標を達成するためには、「第三期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定、令和2年7月14日改訂）、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）を踏まえ、公立学校において帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実を図る必要があるため。</p> <p>分母：公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数（日本国籍）</p> <p>分子：公立学校における日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数（日本国籍）</p> <p>なお、平成11年度の基準値については、日本国籍の児童生徒について調査をしていなかったため、外国籍の児童生徒における日本語指導等特別な指導を受けている者の割合としている。</p> <p>【出典】</p> <p>文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」</p> <p>【判定の理由】</p> <p>近年の外国人材受入れの拡大に伴い、対象となる日本語指導が必要な児童生徒は年々増加しているが、判定の対象となる実績値が2カ年分のみであることから、過去5年間の実績値の平均で判定することとし、目標値の80%未満であるため。</p>
	年度ごとの目標値	78.3%	-	74.3%	-	-			
達成手段	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（補助事業）、外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣、外国人児童生徒等の教育に関する教職員・支援者向け研修動画の活用、外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修プログラムの普及、外国人児童生徒等の教育のための情報検索サイト「かすたねっと」の運営								

達成目標 3	障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実する。						目標設定の考え方・根拠	第3期教育振興基本計画や第4次障害者基本計画（H30年3月閣議決定）を踏まえ、障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実することが必要である。
測定指標	基準値 H30年度	実績値 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 R2年度					目標値 R3年度	判定 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠と、判定の理由
①学校卒業後に学習やスポーツ・文化等の活動の機会が身近に確保されていると回答する障害者の割合	34.3%	—	—	34.3%	—	—	H30年度比増	<p>【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】 第4次障害者基本計画（H30～H34年度）における指標であり、実測値については、H30年度に実施した学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業の結果を用いた。 分母：18歳以上の障害者及び障害者を家族に有する者の回答者数（4650人） 分子：「生涯学習の機会がある」と回答した18歳以上の障害者及び障害者を家族に有する者の数（1595人） 【出典】「学校卒業後の学習活動に関する障害者本人等へのアンケート調査」（文部科学省）</p> <p>現在、障害者の学びの場づくりを中心的に支える役割を担う地方公共団体への働きかけや、プログラム開発及び連携体制の構築、研修会の実施等の事業を全国各地で行っているところである。これらの取組により、学びの場が増えることによって、当事者の意識調査である測定指標①の実測値も増加すると考えられるが、地方公共団体における取組は開始したばかりであり、具体的な目標数値を示すことが難しいため、目標値を「H30年度比増」としている。</p> <p>【補足】 令和元年度に実施した「地方公共団体における障害者の生涯学習の推進に係る実態調査」では、「教育振興基本計画や障害者計画等に「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置付けている都道府県・市町村の割合」が48.8%、「ホームページ等により、障害者の生涯学習機会に関する情報提供を行う都道府県・市町村の割合」が49.2%となっている。 障害者の生涯学習を推進する実践研究事業の箇所数は、H30（18箇所）→R3（30箇所予定）である。また、全国で地域ブロック別に実施する協議会ブロック別コンファレンスの参加者数は、H30（70名）→R2（1846名）と増加している。 これらのことから、各地方公共団体における障害者の生涯学習の推進体制については、整備されつつある。</p>
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		
達成手段	学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業、Special プロジェクト2020、障害のある学生の修学・就職支援促進事業、学校を核とした地域力強化プラン、切れ目ない支援体制整備充実費補助、障害者による文化芸術活動推進事業（我が国の文化芸術の創造力向上と国際的発信の一部）							

達成目標 4	消費者の権利と責任について理解し、主体的に判断し責任を持って行動する消費者の育成に資する消費者教育の学習機会を提供する。						目標設定の考え方・根拠	第3期教育振興基本計画及び消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定）を踏まえ、消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、あらゆる年齢層を対象として、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図ることが必要である。	
測定指標	基準値 R1年度	実績値 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 R2年度					目標値 R6年度	判定	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠と、判定の理由
①教育委員会において、現在重点的に行っている取組として、「学校における消費者教育の充実」をあげている割合	39.8%	—	—	—	39.8%	-	60.0%	A	<p>【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】</p> <p>第3期教育振興基本計画において「消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、あらゆる年齢層を対象として」消費者教育の推進を図るとされている他、消費者基本計画工程表においてKPIに設定している、「教育委員会において、現在重点的に行っている取組として、「学校における消費者教育の充実」をあげている割合」を測定指標とした。測定指標及び目標値は、消費者教育基本計画工程表のKPIに合わせて設定している。</p> <p>分母：都道府県・政令指定都市・市区町村教育委員会の回収数 分子：教育委員会において、現在重点的に行っている取組として、「学校における消費者教育の充実」と回答した数</p> <p>【出典】「令和元年度消費者教育に関する取組状況調査」（文部科学省）</p> <p>【判定の理由】</p> <p>コロナ禍の影響によって、令和2年度消費者教育に関する取組状況調査の実施は見送ることとなり当該年度の状況についての実績値はないが、一方で令和元年度調査において「学校における消費者教育の充実」を「今後、特に重点的に行いたいと考えている取組（現在、重点的に行っている取組も含む）」と回答した割合は61.0%であり、目標年度までには十分目標値に到達する可能性があるため。</p>
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	-			

測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠と、判定の理由
	R1年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R6年度		
②教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合	32.6%	—	—	—	32.6%	-	40.0%	A	<p>【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】</p> <p>第3期教育振興基本計画において「消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、あらゆる年齢層を対象として」消費者教育の推進を図るとされている他、消費者基本計画工程表においてKPIに設定している「教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合」を測定指標とした。測定指標及び目標値は、消費者教育基本計画工程表のKPIに合わせて設定している。</p> <p>分母：都道府県・政令指定都市・市区町村教育委員会の回収数計 分子：社会教育分野で消費者教育関連の取組として教育委員会及び関連団体・組織で実施した取組はないと回答した数を除いた数</p> <p>【出典】「令和元年度消費者教育に関する取組状況調査」（文部科学省）</p> <p>【判定の理由】</p> <p>コロナ禍の影響によって、令和2年度消費者教育に関する取組状況調査の実施は見送ることとなり当該年度の状況についての実績値はないが、一方で令和元年度調査において「消費者教育の推進に関する法律」等を踏まえ、14.3%の教育委員会が「社会教育施設における消費者教育の充実」を新規・拡充した取組として回答していることから、目標年度までには十分目標値に到達する可能性がある。</p>
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	-			
達成手段	消費者教育連携・協働推進全国協議会の実施、消費者教育アドバイザーの派遣、若年者の消費者教育の推進に関する集中強化								

達成目標 5	教職員や児童生徒等の安全に関する意識の向上及び安全教育や安全管理の充実を図る。						目標設定の 考え方・根拠	児童生徒が生き生きと活動し、安全に学べるようにするためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。また、児童生徒等は守られる対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に育成していくことが求められる（「第2次学校安全の推進に関する計画」）。 学校安全に関する取組は、安全教育と安全管理の2つの面から実施されている。こうした安全教育と安全管理が計画的・組織的に実施されることが重要である。	
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠と、判定の理由
	H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	毎年度		
①学校管理下における事件・事故災害で死亡する児童生徒等の数	48人	47人	57人	74人	56人	調査中	0人	B	【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】 第2次学校安全の推進に関する計画において、「学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指す」ことが、今後の学校安全の目指すべき姿として位置付けられているため。 【出典】 「学校の管理下の災害」（独立行政法人日本スポーツ振興センター） 【判定の理由】 目標値を0人としていることから判定基準によれば1人でも死亡者が発生すると自動的にC判定となってしまう。 一方で実態としては小～高の約1200万人いる児童生徒のうちの発生割合で見れば増減の幅は限られているため、総合的に判断してB判定とする。
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠と、判定の理由
	H19年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	毎年度		
②学校安全計画を策定している学校の割合	82.9%	—	—	96.3%	—	—	100%	A	【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】 学校保健安全法第27条において、学校における安全に関する事項について各学校に学校安全計画を作成するよう義務付けており、学校安全を確保する上で重要であるため。 H27年度（46,821/48,497）、H30年度（47,698/49,516） 分母：全国の学校数 分子：該当する学校数 【出典】 「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」（文部科学省） 【判定の理由】 目標年度の実績値については令和3年度調査予定であるが、直近の実績値は目標値の96.3%を達成しており、目標値の達成に近付いているため。
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			

測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠と、判定の理由
	H19年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	毎年度		
③危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成している学校の割合	84.7%	—	—	97.0%	—	—	100%	A	<p>【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】</p> <p>学校保健安全法第29条において、突発的、外因的な事件や事故に対応できるよう各学校に危機等発生時対処要領を作成するよう義務付けており、学校安全を確保する上で重要であるため。</p> <p>H27年度（47,155/48,497）、H30年度（48,045/49,516）</p> <p>分母：全国の学校数 分子：該当する学校数</p> <p>【出典】「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」（文部科学省）</p> <p>【判定の理由】</p> <p>目標年度の実績値については令和3年度調査予定であるが、直近の実績値は目標値の97.0%を達成しており、目標値の達成に近付いているため。</p>
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠と、判定の理由
	H17年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	毎年度		
④登下校中に保護者や地区の人々、ボランティア等による同伴又は見守りを実施した小学校の割合	40.0%	—	—	93.2%	—	—	95%	A	<p>【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】</p> <p>学校内外における児童生徒等の安全確保のためには、学校のみでは対応可能な範囲に限りがあるため、学校保健安全法第30条において、保護者や地域の関係機関、関係団体、地域住民等の関係者と連携を図ることが求められている。</p> <p>H27年度（17,895/20,015）、H30年度（18,083/19,411）</p> <p>分母：全国の学校数 分子：該当する学校数</p> <p>【出典】「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」（文部科学省）</p> <p>【判定の理由】</p> <p>実績値が向上し、目標値達成に近づいているため。</p>
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
達成手段	学校安全推進事業、災害共済給付事業、学校を核とした地域力強化プラン								

達成目標 6	平成21年4月1日より施行されている「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（内閣府、総務省、経済産業省共管）を踏まえ、保護者や青少年に対し、地域と連携した青少年の携帯電話等をめぐる有害環境対策を推進する。						目標設定の考え方・根拠	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年6月18日法律第79号)に基づく基本計画(※)の「保護者が青少年インターネット利用を適切に管理できるようにするための普及啓発活動の実施」という基本的な方針等に基づき、関係府省庁と連携(関係省庁が実施する会議へのオブザーバー参画、啓発フォーラムの共同実施等)しつつ、文部科学省ではフィルタリング利用の徹底や家庭におけるルールづくりの推奨を含めた保護者や青少年への普及啓発等を通じて、青少年がインターネットを適切に利用できるようにすることとしている。 ※青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(子ども・若者育成支援推進本部決定)	
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠と、判定の理由
	H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R2年度		
①青少年のスマートフォンのフィルタリングサービス利用率	44.6%	44.6%	44.0%	36.8%	37.4%	40.6%	対前年度比増	A	<p>【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】 青少年が適切にスマートフォン等を利用するために、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律と基本計画等ではフィルタリングの徹底を推奨している。しかしインターネット接続機器・接続方法の多様化等により、現在フィルタリング利用率は低い水準に留まっていることから、増加を目指す。 分母：青少年が「スマートフォン」を利用してインターネット利用している」と回答した保護者数 分子：「フィルタリングを使っている」と回答した保護者 【出典】：内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」</p> <p>【判定の理由】 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」によれば、平成30年度は、青少年によるスマホを用いたネット利用が大きく伸びていた年度であり、この影響を受けてフィルタリング利用率が低下したものと考えられる。 直近3ヶ年度の実績値は対前年度比で増加しており、目標値の達成に近付いているためAとした。</p>

測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠と、判定の理由
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R2年度		
②インターネット利用に関する家庭のルールを決めている割合	80.2%	80.9%	83.5%	74.2%	77.4%	78.4%	対前年度比増	A	<p>【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】</p> <p>青少年が適切にインターネット等を利用するために、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律と基本計画等では家庭におけるルールづくりを推奨しており、すでに多くの家庭がインターネット利用に関するルールを決めている。家庭（場合により児童生徒間など）でのルール（利用時間や閲覧サイトの制限など）を決める事により、長時間利用による生活リズムの乱れや、有害サイトを通じた犯罪等を防ぐことが期待できるため、今後も引き続きこの高い水準の維持に努める。</p> <p>分母：青少年が「いずれかの機器」でインターネットを利用していると回答した保護者数 分子：「インターネット利用に関する家庭のルールを決めている」と回答した保護者数</p> <p>【出典】内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」</p> <p>【判定の理由】</p> <p>内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」によれば、平成30年度は、青少年によるスマホを用いたネット利用が大きく伸びていた年度であり、この影響を受けてフィルタリング利用率が低下したものと考えられる。</p> <p>直近3ヶ年度の実績値は対前年度比で増加しており、目標値の達成に近付いているためAとした。</p>
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
達成手段	青少年を取り巻く有害環境対策の推進、小・中・高等学校を通じた情報教育強化事業								

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>相当程度進展あり</p>	<p>測定指標のうち、「S」「A」「B」が半数以上</p>
	<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 男女共同参画社会及び障害者、外国人等と共に生きる共生社会の実現は我が国の重要な課題であり、また、学校安全の推進は、児童生徒が生き生きと活動し、安全に学べるようにする不可欠の前提であり、ともに政策目標の達成手段に対応するものである。</p> <p>【効率性】 予算の制約の中で、施策を効率的かつ効果的に実施するため、内容の見直しを行いつつ実施しており、目標に見合った実績を着実に挙げている。また、関係省庁や関係機関等と連携して事業を進めることにより、効率的な施策の実施が図られている。上記施策の実施に当たっては、他の施策との重複はない。</p> <p>【有効性】 本施策は、一部の測定指標で目標の未達成が想定されるが、他の主要な測定指標はおおむね目標達成見込みであり、共生社会の実現、学校安全の推進に寄与している。</p>	
<p>評価結果</p>	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><達成目標1：男女共同参画を推進する教育・学習の機会の提供について> 指標①②…次期目標値については、過去の調査より年間平均伸び率を算出し、適切に設定するよう努める。 指標③④…いずれも男女計画の「社会教育において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を促進する。」ことを設定の根拠として記載しているが、指標④の大学の状況に係る指標は「キャリア教育の実施率」であるのに対し、測定指標③の高等学校の状況に係る指標は「初任者研修の実施率」と差異があったため、根拠と指標に齟齬のないように目標設定するよう努める。</p> <p><達成目標2：帰国・外国人児童生徒等に対する教育支援体制の整備について> 各地方公共団体が行う学校における受入れ体制やきめ細かな日本語指導体制の整備に対する支援をさらに充実していく必要がある。また、学校における受入れ体制や日本語指導体制の整備にあたっては、多様な関係者との連携を促す。 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査において、学校において特別な配慮に基づく指導の定義を明記し、正確に把握できるようにする。</p> <p><達成目標5：教職員や児童生徒等の安全に関する意識の向上及び安全教育や安全管理の充実について> 指標①…目標設定については、中央教育審議会の学校安全部会で審議される「第3次学校安全の推進に関する計画」の検討状況を踏まえ検討する。 指標②③…学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成状況について定期的に調査をすることには、全ての学校に作成を徹底していく政策上の意味があるため、引き続き、達成率100%を目指して取組を進める。目標設定については、中央教育審議会の学校安全部会で審議される「第3次学校安全の推進に関する計画」の検討状況を踏まえ検討する。</p> <p><達成目標6：保護者や青少年に対する、地域と連携した青少年の携帯電話等をめぐる有害環境対策の推進について> 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」によれば、達成目標6①、②の率が大幅に下がった平成30年度は、青少年によるスマホを用いたネット利用が大きく伸びていた年度であり、この影響を受けてフィルタリング利用率が低下したものと考えられる。 フィルタリング利用率や家庭でのルール決めについては、通信事業者等による取組や各家庭の利用状況によって実績値の増減があるものであるが、文部科学省の家庭への普及・啓発の取組により、実績値を向上させる部分については改善の余地がある。 平成31年度以降は、その後の取組により対前年比でフィルタリング利用率は改善傾向にあることがわかるため、引き続き、保護者向けシンポジウムの開催や啓発資料の作成・配布等により、目標達成に向けた取組を進めていく。</p>	

		<p><主な概算要求> (拡充は、昨年度予算額と同額のものを含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育推進事業 (令和4年度の概算要求額: 30百万円: 新規) ・国立女性教育会館運営費交付金 (令和4年度の概算要求額: 555百万円: 拡充) ・女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業 (令和4年度の概算要求額: 32百万円: 拡充) ・帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (令和4年度の概算要求額: 969百万円: 拡充) ・学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業 (令和4年度の概算要求額: 158百万円: 拡充) ・学校安全推進事業 (令和4年度の概算要求額: 294百万円: 拡充) ・災害共済給付事業 (令和4年度の概算要求額: 2,324百万円: 拡充) ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 (令和4年度の概算要求額: 338百万円: 拡充) ・青少年を取り巻く有害環境板策の推進 (令和4年度の概算要求額: 246百万円: 拡充)
<p>学識経験を有する者の意見</p>	<p>・達成目標4について、現在は体制整備の指標が並んでいるが、将来的には消費者市民社会の実現にかかる学ぶ側の指標 (ラーニングアウトカム) に切り替えていく必要があるのではないか。</p> <p>・達成指標6について、事件・事故への巻き込まれやネットいじめの撲滅などが最終的なゴールであるとすれば、現在は体制整備を指標化しているが、将来的には最終的なゴールにかかる指標に切り替えていく必要があるのではないか。</p>	